

平成29年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年12月7日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年12月7日(木) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成29年12月7日(木) 午前11時20分
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委員会欠席 委員	なし
議 長	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 7 1 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 佐藤 康夫
 市民部副部長 笹野 一郎
 市民部参事兼市民課長
 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 市民部参事兼収税対策室対策室長
 早川 宏人
 収税対策室副参事 矢澤 欣子
 やさしさ支援課長 松本笑美子

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長兼農業委員会
 事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼環境課長
 関口 泰清
 産業振興課長 町田 浩一
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫
 産業立地推進プロジェクト室長
 武藤 幸二
 吹上支所副支所長 新井巳代子
 川里支所副支所長 大島 幸子

書 記 岡崎 夏子
 書 記 篠原 亮

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分の議案1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。この議案につきましては、債務負担行為補正の説明の上、質疑をし、その次に歳入歳出予算補正において関連がありますので、一括して説明し、質疑を受けます。このような形でこの議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定をいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 今説明がありました花壇整備業務委託の中で、鴻巣駅西口、北鴻巣駅東口、吹上南北、あとポケットパークとか植木の剪定ということでございました。これは、今までと同じなのかどうかということと、これ以外にも委託しているものというものはあるかと思うのですけれども、ここの部分だけ補正で債務負担というふうになったのはどういうことなのか。あと、都市整備部のほうでも持っているようなポケットパーク的なちっちゃなところが幾つかあるかと思うのですけれども、そういった

ものについては関係全く、もう今回のこれは関係ないと思うのですけれども、そういった町内全体でのどこの花の部分は委託するとかという話し合いはどういうふうに行っているのか伺います。

（観光戦略課長）まず最初のご質問ですが、今までと同じかというご質問でしたが、平成29年度、今年度と同じ内容でございます。これ以外につきましては、委託をしている場所は特にございません。花のボランティアの方にボランティア活動で花壇の植えつけをしていただいている鴻巣駅東口であるとか、市役所の前の花壇であるとか、これはボランティアの方をお願いをしています。それと、法務局の交差点のところ、保健所との交差点ですが、あそこにもポケットパークがございますが、あちらについても鴻巣市建設業協会のボランティアの方にボランティアで植えつけをしていただいております。今回このタイミングでどうして補正予算かということなのですが、4月1日から業務を開始する都合上、2月もしくは3月に入札を行って契約を行って、4月1日から業務を開始したいということで今回債務負担行為の補正予算をお願いするものでございます。

ほかの花壇等のほかの課との話し合いにつきましては、観光戦略課で押さえている中では今回委託をする場所以外には委託をしているようなところはちょっとないということで押さえております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、ボランティアの場所と委託をする場所と、あと市役所の前のところとかもよく課長が水やりしているのをお見かけするのですけれども、それはどういう基準でここは委託、ここはボランティアというふうにやっているのか、確認をしたいと思います。

（観光戦略課長）まず、ボランティアの方が集まりやすい場所、それと作業するのに安全に作業していただける場所ということで、鴻巣駅東口と市役所の前の花壇をお願いしているものでございます。多くの方が自転車でおいでいただくので、なおかつ市役所周辺の方が多く関係で、鴻巣駅東口と鴻巣市役所前というのをボランティアの方で、それ以外につきましては業者の方に委託をしているという状況でございます。

（潮田）吹上駅南口、北口というのも先ほど最初のこの債務負担のところの説明ではあったのですけれども、ここはボランティアの方たちが結構花植えやっているかなというふうに思うのですが、管理とかも含めましてコミュニティー協議会の方たちでしょうか。ボランティアでやってくださっているかなというふうに思うのですけれども、それはでも今回改めて委託というのではなくて、先ほどの説明からすると今までも委託で出していたということ、このボランティアグループへの委託という意味なのか、ちょっと確認をしたいと思います。

それと、今後花と人形のまちと言われているこの鴻巣が……では、それについてまず済みません。

（観光戦略課長）済みません。1度目ご質問の中で、花壇の植えつけ場所ということですか。済みません、吹上支所周辺と吹上保健センターのプランターにつきましてもボランティアの方に植えつけをしていただいております。

ご質問の内容で、吹上駅周辺ボランティアの方かということなのですが、以前から吹上花き組合の方に委託をして、お願いをしているものでございます。

（潮田）済みません。もう一つの質問が、花と人形のまちと言われる鴻巣の中で、もちろんボランティアの皆さんも大事だと思います。けれども、今後観光戦略課として、花でもっとアピールしていくというのを花まつりとかというのも大事なのですけれども、通常のところでのふだんの今回の債務負担行為で出すような花の管理というのがすごく大事になってくると思うのですけれども、今後はボランティアに力を入れていくのか、委託のほうにやっていくのか、どういう考えでいらっしゃるのでしょうか。

（観光戦略課長）今後の予算等を考えますと、どうしてもボランティアの方に力のかしていただくというほうに多くを考えているかなと思っています。そのほかに花のコミュニティーづくり事業というのもありまして、花を植えつけることによってコミュニティー活動を推進していただく団体につきましては、上限35万円で事業費の3分の2までの補助ですが、

そちらの事業等を活用していただくというのもPRしていきたいと思っています。

(菅野) 北鴻巣を見ていますと、以前は大変がっかりだったのですけれども、ちゃんとやっていただくようになって、見違えるほどきれいになりましたのですが、まず聞きたいのはムクドリ被害がひどかったのですけれども、あれはああいうふうにかれいになれば一切ムクドリなんか来ないということなのですか。きっちり手入れして。

(何事か声あり)

(菅野) あれ違うの。

(何事か声あり)

(菅野) あれ都市計画課。

(所管違う。まちづくりの声あり)

(菅野) 北鴻巣と言わなかった。北鴻巣東口と。

(の花壇の声あり)

(菅野) 花壇か。では、全然違うではない。

(来ても鶏ぐらいかな、あそこはね。ムクドリじゃない話の声あり)

(菅野) ムクドリではなくて、全体でどこをどう頼むかなのですけれども、どこかに頼んでいるところは物すごくきれいで、頼んでいないところはもう物すごくラッタイだというあたりが一部は頼んで、一部は頼まないというのが平均にならないかなと思うのです。例えば北鴻巣など公園があるではないですか。いっぱい北鴻巣の公園。病院建てるという公園。あそこに来る通りなんかもすごいケヤキの、葉っぱが落ちるのですけれども、全体で、ここだけのことではなくて、都市計ですから、それは都市計になってしまうの。

(何事か声あり)

(菅野) 一部だけではここが、ちぎって、ここだけきれいにするという意義はどこにあるのかね、では。一部のところだけを特別に指定管理してやるという意義が。花壇だけやるって全体できれいにしてくれないかなと思うけれども。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

債務負担行為の部分で、今回は花壇整備業務の委託の件についてなので、焦点を絞って質疑をお願いいたします。

(菅野) では、その花壇を認める条件というのはあるわけでしょう。この花壇は市が認めるよという条件があるわけでしょう。例えば駅前ではなくてはいけないとか、人がいっぱい集まる場所とか、そういう条件というのはどうなっているのかというの。この事業の適用される条件があると思う。場所とかね。それはどうなっている。どういう条件なのか。

(観光戦略課長) 鴻巣駅前だとか3駅前の公共用地につきましては、観光戦略課のほうで管理をさせていただいております。

(菅野) 公共用地だから。いや、それは公共用地ではないところはあれしなけれども。結局駅前とか人の集まる場所をやっているわけでしょう。公共用地はほかにもあるけれども、観光戦略課がやるというのは駅前とか人の集まる場所ですよね。市の土地ほかにも花いろいろ植えているではないですか。いろんな立場のところか。

では、ほかにももっとここをこういうふうにしたいなど、もっとやりたい場所とはもうこれで出払っているのですか。400万で。まだあるのですか。もっと予算あればやりたいという声があるのですか。

(何事か声あり)

(菅野) いや、でもそれ聞きたいではない、場所も。それも聞いてあげる。自分で聞きなよ。何で私が聞かなくてはいけない。自分で聞きな…

(質問がねえからだよの声あり)

(菅野) いや、だって市民にしたらどこを…

(何事か声あり)

(菅野) では、かわいいから聞く。わかった。

(観光戦略課長) 花のまち鴻巣として、PRできる場所が現在の場所と考えております。

(菅野) では、今の場所は最良の場所だから、400万の範囲でやっていくということなのでしょうけれども。では、聞けというから。何回ぐらい

植えかえていますか。何の花を何回ぐらい植えかえているか。

（観光戦略課長）季節の花を年3回、大体1つ100円程度の花を植えつけていただいております。

（菅野）高い花を植えるとあっという間に摘まれてしまうのね。盗まれるのです。市役所だつてきれいな花なんか盗まれているのではない。だから、100円の花。そうすると、毎年同じような花を植えるということなのです。順繰りでね。100円しか植えられないよね。

それから、ボランティアでやっていただくという、駅前とか、これはもうただでやってくれるからやってくれると、募集して、必要な人数が集まって、本当のただ働きでやってくれるのか、その人たちが花のコミュニティーを使ってつくって自分たちの責任でやるというにはならないと思うのですけれども、どういう人たちがどういう集め方をしてきて……花組合なのだ。

（だから、どこへ申し込んでいるのかと聞けばいいの声あり）

（菅野）わかりました。どこへ申し込んでいるのかと。何で。自分で聞け……

（観光戦略課長）広報やホームページでボランティアの方を募集しております。現在40名をちょっと超えるくらいの方が集まっております。毎回ご出席していただいている方ももちろんいらっしゃるのですが、そのうちの大体20名くらいが出席をしていただいで、花の植えつけや花壇の草取りを手伝ってくれております。

（菅野）花を好きだから、やってくれているのでしょうか。でも、本当にありがたいことですね。炎天下の、私も駅やっている、見ているときれいに植えていますので、お花でお礼少しぐらいするとか、何か厚意に応えているのですか。

（観光戦略課長）100円程度のお花を二、三鉢おいでいただいた方にはお礼として差し上げております。それと、今ポイントカードを導入しております。20回（P. 21 「18回」に発言訂正）おいでいただくと市内で使える商工会の商品券をプレゼントさせていただきます。

(菅野) 20回 (P. 21 「18回」に発言訂正) で幾らの商品券。500円。
(観光戦略課長) 500円を3枚 (P. 21 「5枚」に発言訂正) 程度です。
(菅野) 1,500円 (P. 21 「2,500円」に発言訂正) ね。それは最低だけれどもね。1,500円 (P. 21 「2,500円」に発言訂正) 程度はちょっと安いような気もするけれども、20回 (P. 21 「18回」に発言訂正) も来て1,500円 (P. 21 「2,500円」に発言訂正) と。1回来れば1時間では済まないでしょう。1時間では済まないよね。200時間 (P. 21 「180時間」に発言訂正) で1,500円 (P. 21 「2,500円」に発言訂正) ってどうかなと思うけれども。ボランティアだから、あれですけれども。そうすると、もうほかにはここだよと場所を広げる気はないわけね。集まれる場所だから、駅前か市役所以外には、あとはもう業者に頼むとか、どうしてもという場合は、ここは業者入れているわけですよ。そっちのほうはね。そういうふうになるのでしょうかね。花のまちだからといたって明らかに花のない、草地ばかりが多いわけだから、ほかに広げられるところって今後もこういうところに広げたいと考えている場所がありますか。

(だから、さっきないと言ったよの声あり)

(菅野) ないと言った。

(言ったの声あり)

(菅野) では、終わり。

(矢部) 1点だけ。今登記所の前、建設会社のほうでボランティアというか、そのほかに建設会社でやっているあれというのはあるのか。それと、建設業界はやはり入札のときに総合評価方式にそれに関連のあれにも絡んでいるのか。そのほうはちょっと違うかもしれないけれども。

(観光戦略課長) ほかの場所はございません。

それと、契約の関係ではポイントとなります。

(矢部) 何社ぐらいで。組合だから、今組合員……そこまで入れたらわからないのだな。

(大塚) 単純なことから1つ。

この資料6ページにある債務負担を見ると、期間が2年間ですね。29から30ということですので。今現在は29年度分として委託をして、行為自

体は契約に基づいて行われているということによろしいか、まずそれを伺います。

（観光戦略課長）29年度につきましても同じように契約をさせていただいております。今回補正をさせていただくのは、あくまでも平成30年4月1日からの業務を委託するものですから、その前倒しで入札をする関係で債務負担行為という行いをするものでございます。

（大塚）もっと簡単な話で質問しますが、複数年の委託契約というのはこの対象にはならないということでしょうか。

（観光戦略課長）委員ご指摘の長期継続契約ということだと思っておりますが、それには対象にはなりません。

（大塚）確かに6ページ見ますと皆さんの物件というか、事案も2年間という期間の中の表示がしてありますので、その理由はわかりました。最後に1点伺いたいのは、例えば29年度の契約の範囲というと平成30年3月末までで、今議論されているのはその翌日の4月1日以降ということですね。いわゆる契約先が入札ですので、わかりませんから、全く違う業者、事業者が契約先になる場合もあると思います。入札をやった場合、その場合は当然前の人たちがやった部分と次それを受ける人たちの持ち越し分といいますか、事業継承というか、そこら辺が場合によると人がかわると問題が発生する可能性があると思うのですが、そこら辺については何か基本的な考え等があれば伺いますが。

（観光戦略課長）基本的には花壇の花の植えつけや草取りですので、継続性はないというふうに考えています。

（大塚）ちょっと言い方があれなのですが、ちょっと別の言い方をしていますけれども、Aという事業者が来年度3月いっぱいまでやって、たまたま契約先がBという違う人になってしまった場合、では具体的にこれあり得るのか、基本的にはないのか。そういう聞き方でどうでしょうか。

（観光戦略課長）29年度の例で申し上げますと、鴻巣地域の6カ所につきましては入札を行いました。吹上の駅南口、北口につきましては随意契約ということで、吹上の花き組合と契約をさせていただいているので

すが、入札を行った場合でAの業者からBの業者にかわるということも
ちろん考えられます。

(大塚) では、これ最後です。今答弁のあったAからBにもしかわること
があった場合、担当課として何か懸念することがあれば伺います。な
ければないということで結構です。

(観光戦略課長) こちらからこういった仕様でということで入札をする
前に、業務を行っていただく内容につきましては詳細に仕様書を出しま
すので、それに基づいて入札をしていただきますので、懸念はないと思
っております。

(潮田) 済みません、今皆さんの質疑を聞いていて最終的にちょっと1
点だけ確認したいと思います。

今後ボランティアのほうにという話もある、また建設業協会がやってい
るところもあると思うと、今大体世の中の景気が少し上向きになってき
ている中で、ファンド形式のような会社、今産業振興のほうもいらっし
やいますので、会社から鴻巣市の花をもっと盛り上げるためのファンド
というか、お金を集めるやり方というか、北鴻巣のすみれ野のところと
かはお金を出しているところの会社名を明示してやっている花壇がある
のですけれども、そういったような考え、市として花で盛り上げていき
ましようというのを行政だけが頑張るのではなく、またボランティア、
さらに市内の業者とかにそういった声かけをしていくとかというような
ことができないかなと思ひまして、そういった考えがおありになるかど
うか伺いたいと思います。

(観光戦略課長) 現在のところ、具体的な事例を検討している段階であ
りませんが、ご意見を参考に今後ちょっと研究をさせていただければと
思っております。

(委員長) それでは次に、歳入歳出補正予算について執行部の説明を求
めます。

(説明省略)

(委員長) これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 済みません、今回本委員会に付託されているのはこの一般会計

の補正予算の部分だけで、非常に少ないので、ちょっとゆっくりいろいろお聞きしたいと思います。

では、13ページのところから確認をしたいと思います。13ページ、住民基本台帳事務事業の中の部分ですけれども、先ほど総務省の一億総活躍推進のほうからで女性活躍の推進のために旧姓併記ということでありましたけれども、ちょうどこれ少しずれるのかもしれないのですけれども、これ旧姓を併記するようにするためだけにこれだけお金がかかるということを見ると、こういったちょこちょことした変更というのが物すごくお金がかかるものだなというのを改めて感じたのですけれども、こういった変更というのは国のほうからやるぞというふうに話があったとき初めてこちらが対応するのか、または市としてこういったものを今後変えていきたいという考えが幾つかある中でやっているのか、そこら辺を確認したいと思います。

（市民部参事兼市民課長）お答えいたします。

旧姓併記につきましては、あくまで国の方針でございまして、全国、全市区町村が一斉に行うものでございますので、あくまでも国からの指示といたしますか、そういったところになります。市のほうの考えではございません。

以上です。

（潮田）そうすると、済みません。今度これやさしき支援課にかかわってしまうことになるかもしれないのですけれども、今女性、LGBTの関係でこういったシステムのところの住民基本台帳とかその関係で、性別の表記をすとかしないとかというのも全国の自治体の中では183市町村が住民基本台帳とか、そういうところの性別の記入をしないというふうに変ってきている中で、そういった1個何か変えるたびにこれだけシステム変更かかると大変になるかなというふうに思うのですけれども、今後鴻巣市としてそういった住民基本台帳の今後の考え方というのですか、性別表記をす、しないとかということも含めて、そういう論議は庁内ではされているのでしょうか。

（市民部参事兼市民課長）ご質問の性別の削除ですか、その辺について

は特に論議ということはございません。

以上です。

（潮田）今度1月に、これはやさしさ支援課が主催でしたっけ、男女協働の集いのほうかな、のLGBTの関係の、鴻巣市内にもそういった大もとは女性で生まれたけれども、男性として今活躍をされている方が市内にいらして、その方が世界的な活躍をされているということを見ると、鴻巣市とかももっともってそういうことを意識していてもいいかなというふうに思いまして、今そのように質問させていただきました。今後こういった変更が国からおりてこない、もちろん国庫支出金があるからできるという部分もあるのだけれども、国からおりてこないとやらないとかというのではなくて、少しずつそういったことも論議していてもほしいものかなと。今回旧姓併記だけのためにこれだけの予算かけるのは、これはかかってしまうのは仕方ないと思うのですけれども、それについてちょっと今後考えていただきたいというふうに思いました。済みません。

次に、17ページ、これはちょっと私が勉強不足でよくわからないのですが、勤労青少年ホーム、この勤労青少年ホームというのがどういう位置づけになっているのか。青少年という名称になっているけれども、実際には青少年に限らずに、どちらかというところちょっと高年齢な方たちがお使いになっているかなというふうに思うのですけれども、この位置づけというのはどういうものになっているのでしょうか。

（産業振興課副参事）位置づけにつきましては、まず鴻巣市勤労青少年ホームの設置及び管理条例というものがございまして、働く青少年の福祉の増進及び健全な育成を図るために勤労青少年ホームを設置することになっておりまして、本来であれば働く青少年の福利厚生的なもので設置をした施設というふうに考えております。現状としては、委員おっしゃるとおり、比較的今公民館的な利用ということで、青少年に限らず高年齢の方の利用が結構多くなっているというのが現状というのは認識しております。

以上です。

(潮田) 恐らくこれを始めたころというのは、高度経済成長期のまだ本
当に仕事をするといっても高校を卒業したかしないかぐらいで仕事をす
る、その方たちの福利厚生ということで始まったことだと思えるのですけ
れども、実際青少年の年齢層でここを使う方というのは割合どのぐらい
になっているかわかりますか。

(産業振興課副参事) 割合については、申しわけございません、数字は
ちょっと捉えていないのですけれども、鴻巣市勤労青少年ホームにつま
ましては現状としては余りないというような状況でございます。参考ま
でに、吹上の勤労青少年ホームにつまましては、新たな利用団体がちょ
っとふえたりとかというのは指定管理者のほうからは聞いております。
現状とすると、青少年の方、基本的には日中勤務をしたり、働いている
方が多くいらっしゃいますので、なかなか時間帯によっては利用ができ
ないということと、あと現在は結構スポーツジムとかいろんな施設が至
るところにありますので、そういったところの利用というものもあるのか
なというふうには考えております。

以上です。

(潮田) つままして、同じく17ページの産業振興課、農地活用促進事業
の中で、農地活用促進事業補助金、これも私自身の勉強不足だとは思
うのですけれども、結局これが鴻巣市内で言うと今回の補助金の対象に
なる人というのはどのくらいになるのか。先日の本会議の中で10アール当
たり5万円というふうになっていましたけれども、集積協力金とか耕作
者の集積協力金とか、それぞれ面積で言うとどのくらいずつというのは
出ているのでしょうか。

(産業振興課長) それでは、お答えします。

まず、先ほどの補助金が3つの補助金から成っているということを申
し上げました。その中で、まず地域集積協力金につまましては、5地域、
これが対象となっております。つままして、経営転換協力金、こちらに
つままして77件。耕作者集積協力金につまましては、204人がこれに該当
しております。

それで、先ほどの10アール当たり5万円ということで、これに該当する

面積なのですけれども、5,195アールが歳入のほうの対象面積になっております。

以上です。

（潮田）この農地中間管理機構を通じた集積の場合と、そうではない場合、実際に全国ではこの農地中間管理機構を通じていないもののほうが多いというふうに聞くのですけれども、そこを通じたものでなければ一切補助金とかというのはないということになるのでしょうか。

（産業振興課長）埼玉県におきましては、行田市にございます農林振興公社が県の窓口となっております、ここを通じたものだけがこの集積協力金の対象ということになります。

以上です。

（潮田）わかりました。

続きまして、次の土地改良施設維持事業の中の廃棄物収集運搬処分委託料、稲わらが今回は台風21号の影響で吹きだまりとなって集まってしまったところの部分でありますけれども、これは今後次ないとは限らない、台風があるとも限らないけれども、これに対しての防止策とかというのは何かあるのでしょうか。

（産業振興課長）今回の台風21号が稲刈りをした人としていない人、ちょうど中間ぐらいのところまで水害という形で発生してしまったものがございます。用排水路があふれた関係ですので、この次ないとはもちろん言えませんし、対策としてはなかなかないのかなというふうには考えております。

（矢部）先ほど潮田さん聞いた勤労青少年ホームの床と言ったので、これ48万ぐらいではあれなのだけれども、何平米ぐらいでもって、どれを、ただの床の張りかえだけなのか、根太とか、そういうあれからやるのか、ちょっと。何平米ぐらいあるのか。

（産業振興課副参事）面積的なところで何平米というところは正直把握していないのですけれども、現状傷というのが、陥没しているところが合計で5カ所見受けられます。その5カ所についてはフローリングの張りかえ、それからその陥没しているところの周りにささくれ立ちが目立

ってきていますので、その辺につきましてはパテ処理、こういった内容で修繕を行う予定になっています。

以上です。

（矢部） ささくれとか何か出たというのは、それは履き物で出たのか、それとも物をずって出ているのか、注意みたいなのとか、そういうあれというのはあるの。

（産業振興課副参事） 先ほどの質問でちょっと面積的なところなのですが、現在見積もりを徴収している中では、その陥没しているところの面積、フローリングの張りかえ部分で7.44平米につきまして張りかえを行う予定となっております。

それから、ご質問のこちらについては、まず鴻巣勤労青少年ホームが昭和50年8月の開館ということで、かなり年数もたっていて、老朽化も見受けられますよと、そのほかにこれは特定をしているわけではないのですけれども、推測の理由としてダンスサークルが社交ダンスとか、あとはフラメンコ、そういったいろんなダンス系のサークルがあるのですけれども、そのシューズ、靴底がかたい、あるいは女性が履く靴のうちヒールがあるというところで、その辺で損傷を起こしているのかなというのが推測される状況です。

以上です。

（矢部） 女性のハイヒールとか何かと、そういうフローリングの上に履く場合では必ずビニールとか何か、テープか何か巻いてくれとか、必ずそういう注意事項というのしてやるのかな、ちょっと。

（産業振興課副参事） 基本的には軽体育室の床についてはそういったかたいシューズとかに対応しているようなものでございませぬので、あくまでもお願いという形でヒールカバー、そういったものの着用をお願いして練習をしていただくようにはしております。ただ、常に監視をしているわけではないので、場合によってはシューズカバーをしないまま練習をしてしまうということも考えられますので、そういったところから損傷をしているのかなというのが推測されます。

以上です。

(矢部) 今先ほど初めから言っている、フローリングと言ったけれども、フローリングというのはのりで合わせたようなあれでもって、インコイというか、本物の木のかたい板で張りかえるのだったらそういうので、インコイというのは下が風通しとか何かよけなきゃのりがもう後でみんな引っ込みが出てしまってふかふかしてくるようなあれが、何だかそういうあれというか、そういうあれも考えているか、そういうのはまだ考えていないのか。張りかえは全部。もっとも50年のあれではいいか。

(産業振興課副参事) 確かにフローリングよりは委員さんおっしゃったような素材のほうが耐久性等もあるのかなというふうには思っているのですけれども、確かに昭和50年8月に開館をして、かなり老朽化している施設ということもありますので、今回はあくまでもフローリングということで張りかえをさせていただきながら、なおかつ今まではダンスシューズにヒールカバー等の着用をお願いしていたのですけれども、今後につきましては禁止をお願いするような形で対策をとっていきたいというふうに思っています。

以上です。

(矢部) 次に、農地活用促進事業について、中間機構、これは7カ所と言ったっけ。これ箇所というか、あと七十何だっけ、新規になったわけで、地域というのは教えてというか、あれというのは教えられるのですか。

(産業振興課長) 農地集積協力金、地域に出る補助金なのですけれども、これにつきましては糠田、明用、前砂、川里の北根、あと笠原です。笠原につきましては、郷地、安養寺も含んだエリアどりをしていきますので、そこに出ています。

(矢部) 一番大きいのはやはり笠原ですか。

(産業振興課長) そのとおりです。

(矢部) これで契約期間というのは何年ぐらいのあれでやっているの。

(産業振興課長) 10年です。10年以上の貸し付けということでこれの対象になってきます。3つの制度ともそういう形になります。

(矢部) これは、国からの補助というかで、これ100%のそのままのあれ

ですか。

（産業振興課長）この事業につきましては、国100%の補助金になっております。

以上です。

（矢部）市の持ち出しはなしということで。

（産業振興課長）済みません、100%を国ということで、市の持ち出しはありません。

（矢部）書いたとおりね。

あとは、稲わらの運搬、これが一番重要かなと思ったのだけれども、朝起きて台風で、朝起きて市に出勤するときにどういうふうに思いましたか。水の出ている時間。

（産業振興課長）私個人的のでよろしいでしょうか。

（矢部）はい。

（産業振興課長）当日の朝、実は渡内のポンプ場が運転しておりましたので、出勤前にそちらにまず向かいました。そのときは、川里の茜通り、ここが冠水しておりました。そのまま急いで現地へ向かったところで、水が大分出ているというのは渡内の排水機場も含めて確認はしておりました。ただ、稲わらがこんなになっているというのは、はっきり言ってそのときはわかりませんでした。

以上です。

（矢部）これでもって、稲わらの影響で稲のほうに被害届というか、そういうのは農政課かどっちか、そっちのほうに被害届というか、あったのですか。

（産業振興課長）一部やはり、ちょうど先ほども申し上げましたとおり、稲刈りをやった場所とやっていない場所が点在しておりました。その関係で、刈ったところの稲わらがまだ刈っていないところに集まってしまっているというのは確認しております。そういう通報もあって、現地等は見に行っております。

以上です。

（矢部）私もこの台風で朝起きて、もうじゃんじゃん電話がいろいろ来

まして、私も朝5時半ごろから暗いうちどうしたらあの場所へ行けるかなという感じでもって、もう行けない状況で、そのときに道路等でもいっぱいもう稲わらとか、ああいうのが出てしまって、それで産業課のほうでもって補正が出る前にお金というか、そういうあれというのはかかっているのか。処分の費用。どのくらいかけているのか。

（産業振興課長）台風21号関係で、稲わらの今回の処分では、産業振興課のほうではかかってはおりません。まず、道路課が非常に動いてくれておりまして、道路に上がっているものが非常に危険だということで、産業振興課のほうでは補正で対応ということで、先ほど申し上げましたとおり、地元でちょっと困難なところを市のほうでやるということになりましたので、支出はまだございません。

（矢部）道路課へも私も行って見て、そして道路出ているやつは道路課、側溝とそのあれというのは片してくれるというので、そこも上げてこうやってくれた人もいるのですけれども、そこが何だか知らないけれども、縦割りみたいな感じのあれでもって、もっと道路課、お願いしてしまって、本当にやってくれているところもあったのですけれども、その点は助かった。そして、私も改良区のほうへも、元荒川改良区のほうの管轄の排水用水がありますよね。そういうやつはもう私も向こうへじゃんじゃん電話して、業者頼んでの片してもらっている、そういうあれも経緯はございました。

そして、今度は補正が170万、この5カ所の、出てくるのですが、こいつの見積もりというか、めいめいのこれちょっとそれをお願いしたいと思います。わかったら。どのようにあとはやるのか。ない。

（産業振興課長）今回横断管の清掃等を行うのが5カ所ということで、当然地元でできないような場所を選定しておりますので、高圧洗浄によるもの、結局稲わらの堆積の前に泥がたまっていた場所が特に、それに稲わらがひっかかったというところもございますので、今回につきましては稲わらにつきましては吉見のほうの処理場のほうへ搬送するというので、残土が当然一緒にありますので、そちらのほうも一緒に処分するというような形になる見積もりになっております。

稲わらの処分が、これあくまで数量のあれなのですけれども、量なのですけれども、45立米程度、土砂につきましても13立米程度を考えております。

以上です

(矢部) この5カ所の、全部の、これ1、2、3、4、5と5カ所あるではない。これその箇所の幾らずつの見積もっているのか。

(産業振興課長) 見積もりを1社でちょっとお願いしましたので、全ての場所を見てもらってこの金額になっています。

(矢部) 常光がこの部分が幾ら、常光の1の部分がこれ幾ら、2の部分が幾ら、3の部分が幾らというのではなく、総まとめで、そういう見積もりなのだ。

(産業振興課長) はい、そのように見積もりが出ております。

以上です。

(菅野) 17ページの勤労青少年ホームですけれども、近年利用がふえているのでしょうか。今までどおりなのか、ちょっと。これ安いすよね。1時間幾らですっけ、借りる場合。多分安いとどうなのかなと思ってお聞きしています。

(産業振興課副参事) 利用状況につきましては、鴻巣勤労青少年ホームにつきましては横ばいというような状況でございます。

それから、利用料金につきましては、確かに安いかなという、あるのですけれども、例えば先ほど今回修繕をする軽体育室、こちらにつきましては1時間200円です。そのほか勤労青少年ホームの施設としては、講習室、それから料理室、それから和室、あと談話室、クラブ室、音楽室、それぞれが100円と、1時間当たり100円というふうな料金体系になっています。

以上です。

(菅野) なぜ聞くかという、総合体育館が高くなったですよ、吹上との関係でね。どうのこうのと言って。そうすると、例えばこの間もちょっと呼ばれて、バドミントンする人なんかは何面も人数が多いと借りるのです。高いので、要するに放浪して歩いているというのです、安いと

ころを。例えばふれあいセンターが何か政策言ったときに利用者がふえていると言っていましたけれども、ふれあいセンターとか公民館の上とか。何かだからそういう人がここに行っているのではないかなと。余り高いと、年金暮らしの方がやっているわけですから、三十何年も続いてきたのだけれども、もう解散するかなにまでつながっているのです。あそこは100円や200円の問題ではないですからね。だから、総合体育館を上げた影響がここに及んでいるということはないのですか、では。ここまでは来ていないのだ。

(産業振興課副参事) 総合体育館の利用の料金の値上げとの関連性というのははっきり言ってわからないというような状況です。ただし、ほかの公民館、市内の公民館の体育室があるところにつきましては、1時間当たり300円なのです。その一方で、鴻巣勤労青少年ホームにつきましては、軽体育室が200円と100円安い、あるいは体育的な利用で、あと講座室なんかも利用ができると1時間当たり100円と、ほかの施設に比べると若干割安感はあるのかなというふうに思っていますので、確かに利用すると料金からすると多くなっているかなという気がします。

以上です。

(菅野) それから、もう一個だけ聞きたいこと、玄関入ってすぐ突き当たりは講習室でしたっけ。あそこで会議していると、ドンと音がするのは、あれどこで音がしている。体育室で音がしているのですか。違うのですか。ほかで音がする部分あるのですか。音がするのはしようがないけれども、1つの建物なのだから。ああいう音がするのは体育室だと思うのですけれども、何やっているのかな、バレーボールやってドンと音がするのですか。

(何事か声あり)

(菅野) バレーはできないね。それに耐えるのですか、あの昭和50年につくったのは。耐えているのだから、あれですけれども。いつも疑問に思っているのですけれども。

(産業振興課副参事) 申しわけございません。委員さんおっしゃるようなドンという音が何を理由に音がするかというのはちょっと私も把握し

ていない状況なので、今度勤労青少年ホームに行ったときにはちょっと注意をしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

(菅野) わかりました。安いところで使わせてもらっているから、文句言う筋合いではないのですけれども。

(何事か声あり)

(菅野) ボクシングはすり足だから、ドンと音がしないというの、全く。その下の産業振興課で、農地活用促進事業、要するにこれは自民党政治がやる農地中間管理機構というのは農業の競争力の強化を図るなんて言って、1軒1軒家族経営でやっているのを集めて、規模をどんどん拡大するのだと言っているわけですよ。そのために2017年度なんか物すごく予算ふやしたわけですよ。目標を23年までの10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占めるのを目標にしているというのですから。では、個人の農家はどうなるのかと思うのですけれども。目標を達成するには全国で毎年14万ヘクタールの集積が必要ですが、15年度の目標達成は約6割、8.05ヘクタールにとどまっているというわけですが、鴻巣においてこの10アール当たり5万円の補助を出して、どんどん進めていくというのがこの目的に沿って10年間で8割やれるようにどんどん進む状況にあるのでしょうか。この数字……

(何事か声あり)

(菅野) いやいや、でも大もとはやめるというけれども。向こうに聞くの。あなたに聞いているのではない。大もとは、もともとはこの中間管理機構というのはそういうことを理由にして大型化すると言っているのだよ。

(委員長) 質問終わった。

(菅野) うん。だから、この部分がやめる部分だから、その程度だよというのなら、それはそれでいいのです、答弁が。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)

◇

(開議 午前10時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、観光戦略課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(観光戦略課長) ボランティアの皆さんに対する答弁の中で、先ほど20ポイントで1,500円と申し上げましたが、これは18ポイント2,500円の誤りでした。申しわけありませんでした。訂正をさせていただきます。

(委員長) 次に、答弁を求めます。

(産業振興課長) 菅野委員さんの質問が鴻巣市の集積の状況という話だったと思いますので、お答えしたいと思います。

本年12月1日現在で集積率といたしまして、鴻巣市農業振興地域の面積のうち15.2%が集積されているところでございます。

先ほど歳入のほうと歳出の関係だったのですけれども、歳入のほうの10アール当たり5万円というのが入ってきますが、これにつきましては10アール当たり5万円をそのまま配分するわけではなくて、先ほど申し上げました3つの事業に分けて該当する者に交付するものですから、10アール当たり5万円という形ではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

(委員長) 先ほどの観光戦略課長の訂正ですが、ご了承をお願い申し上げます。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

(菅野) 77件、204人ということでしたけれども、さっきのあれで、これは鴻巣の農家って1,372経営体もあるのです。要するにこれぐらいのうちの204ぐらいで、10年間に8割やるなんて言うけれども、問題は集積がどんどん進むのかと、それで全集積しているところも長いスパンで借りると思うのです。だって、全部一律の田んぼにしてしまうわけですから、広くするのでしょうかから、誰がどこかで後でやり手がなくて返せとやったってどうなるかと思うのですけれども、そこら辺の事情を考えてどんどん国が言うように集積する、確かに補助金出すから、何のためにやるかといったら国際的な競争力を高めるから、ちっちゃい農家なんか目

ではないということでしょうけれども、そういうふうに鴻巣はやれる展望が今の農政状況であるのでしょうか。金もらえばあるのかな。

（産業振興課長）菅野委員さんの質問の中で、畦畔を撤去するとかで広くするという、この中間管理事業については、あくまで土地の貸し借りの話ですので、畦畔を撤去するとかという話にはなりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

（菅野）だけれども、大規模に限れば、大きくやるのでは、撤去するのではないのですか。

（何事か声あり）

（環境経済部長）この補助金は、あくまでそれを貸し出したところにこういった補助金を上げるという補助金であって、畦畔を撤去するために補助金を上げているわけではないわけです。貸した人が貸したのだからということでお金が入ってくるなので。また、畦畔撤去の補助金ですから、事業とはまた別物があるわけです。菅野委員さんが言われるように、その後やるのだらうみたいなことは当然あるのですけれども、この補助金というのはそれをやるための補助金ではないということです。以上です。

（菅野）では、大区画化のために出す補助金ではないと。

（そうの声あり）

（菅野）では、今の状況でやれる人がさっき言った人が77件、204人の人がやれるやり方で集積を、事業を移していくということなのですか。農業をやる人を。やれなくなった人から。

（産業振興課長）先ほど経営転換協力金の中で77人の方が該当するということで申し上げました。この方については、農地を10アール以下、自分の所有地というか、自分で耕作というか、野菜とかを植えるのを残して、あと全て貸してリタイアするという方に出る交付金になりますので。

（菅野）あと204人は。リタイア協力金として出す、204人はどうなるのですか。耕作。204人の人は。

（産業振興課長）耕作者協力金につきましては、今までこの事業が26年から始まって、鴻巣市は27年から対応しているのですけれども、機構に

今まで貸していた人の隣とか、そういうところを新たに出した人は、続きというか、耕作がやりやすくなるので、そういう隣接地の農地を機構に貸した人に、貸し付けた所有者等に対し協力金として支払われる、それが204人というような形になります。

（菅野）では、リタイアするのに金が入る、貸して、たまたまその土地が今までやっているのと、いい場所にあったから貸すと。とんでもないところにぼっとあるのはだめだけれども。そうすると、これは不公平ではないですか。では、全然そうではないところは耕作放棄地になるのではないですか。耕作放棄地との関係というのはどうなるのでしょうかね。うちの周りでも耕作放棄地が天神3丁目ぐらいでだあっと広がっていますよ。畑といたって何もつくっていませんよ。耕作放棄地です。耕作放棄地はそのままにしておいて、たまたま隣だから貸しますよというのと、国から金があればするということが鴻巣の農業発展とどうかかわるのでしょうかね。

（産業振興課長）農地中間管理機構の制度的なものなのですからけれども、もちろん近年の農業後継者がいなかったり、高齢化とかという問題の中で、農地の、委員さん言いましたように耕作放棄地にならないようにするためにできなくなった人というか、そういう人は機構に貸して、やれる人にやってもらうというのが基本で、耕作放棄地をふやさないための施策になります。

以上です。

（菅野）では、現になっている部分については、もうなった分だから、この制度の前のことだから、関係ないと、それともその周辺を管轄する農業委員なり適地何だかと人数ふやしましたけれども、そういう人たちが今後これに当てはまるように事業を進めていくというふうになるのですか、では。全体について。どうなのだろうね。

（産業振興課長）中間管理機構に出し手というか、被担い手と担い手の要はやりとりになるわけですからけれども、結局今荒れているところを借りる人というのは実際いないわけですから、新しく耕作放棄地を出さないような形にしていくための施策というふうに理解しております。

以上です。

(菅野) 稲作農家は、ことし18年度から減反でやっていた分の7,500円をなくすではないですか。今までやっていた分もね。そうすると、ますます小さい農家は採算が合わなくなると思うのですけれども、そういう部門に光が当たるようになるとかというのが本当は小さい農家や国土を守っていくという、農業は生産だけではないですから、国土を守るとか環境をよくして、精神的にも大きな影響があるわけですから、そういうふうな政策にどこかで転換できるように、では市の独自の施策というのはやれるのでしょうか。

(委員長) ここで菅野委員に申し上げます。

本委員に付託された部分としては、農地活用促進事業及び新規就農総合支援事業、この点についての質疑といたしますので、よく考慮した上で質疑をお願いいたします。

(菅野) わかった。では、次。

では、農地を借りると言っていて借りている農家があると思うのです。何件ぐらいあるのか、それでその中で政府は今6次産業化だと言っていて、政府言いなりでこの範囲で言うと、どんどん農家が金もうけになるように、みそつくれだの、そういうふうに言っているではないですか。そういうことまで展望してやっている農家というのは鴻巣であるのですか。これはもう事業になりますよね。みそつくったり、しょうゆつくったりね。

(何事か声あり)

(菅野) わからないか。だって、農業ってただこれだけではないよね。だって、大型化するのだから、もうけを……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時41分)

◇

(開議 午前10時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 中間管理機構に幾ら貸したいと思っても借り手もないと。そういう人たちに関して行政は、ここでは中間管理機構だから、たまたま当

てはまる人だけの施策ですよということで進めていくのですか、それとも農業委員さんあたりはこことここを合わせれば施策の対象になりそうだからという指導をして、農業委員さんや適化推進委員さんとともにふやしていくというふうなやり方で今後進めていくのか、どういう。農業委員さんなんかを使って政策として進めていくのか。

(何事か声あり)

(菅野) わかった。では、今の答弁でわかった。矢部さんに聞いて……そう答えるのですって、課長。わかりました。

(何事か声あり)

(菅野) あなたの言っていることは本当に正しいの。

(産業振興課長) 中間管理機構ということで進めているわけですがけれども、それに該当しない、委員さん言うように借り手がなかなか見つからないというのは、相談に来ていただいて、担い手農家さんをご紹介するなり、中間管理機構のほかにも農業委員会を通しての貸し付け等もありますので、そういう形で相談に応えていくという形になります。

以上です。

(大塚) それでは、最初に市民課のかかわる部分ですから、資料13ページになりますが、今回マイナンバーカードにももとの名字といいますか、旧姓が併記できるというシステムの部分を加えるという大きな流れの中での補正ということで理解をしておりますが、初めに本会議でちょっと質問があった件の関連で伺いますが、もう既に発行済みで手元にマイナンバーカードを持っている方で、今回新たな旧姓併記の話が出ましたけれども、それをするには上書きができますという答弁が本会議であったと思うのですけれども……

(裏書の声あり)

(大塚) 裏書。裏書をするもしくは再発行という、再交付、答弁があったと思うのですが、再交付の場合はその発行手数料はかかるのかどうかを最初に伺います。

(市民部参事兼市民課長) お答えいたします。
最初に、個人番号カードの交付枚数ということでよろしいでしょうか。

それはいいのですか。

では、手数料、裏書の手数料につきましては、再交付ですか、再交付の手数料、それにつきましてはまだ決まっておりません。旧姓併記ということで、システムで再交付なりするわけですけれども、それについて手数料を取るか、いただくか、いただかないかというのはまだ方針は決まっておりません。

以上です。

（大塚）無料ですよというのがはっきりしていれば宣伝もしやすいのかなと思うのですが、それは今後またわかった段階で伺えればと思います。今担当のほうから何枚出ているかお答えいただきましたような心配がしましたので、では発行状況について改めて伺いますが、いかがですか。

（市民部参事兼市民課長）最新の情報がまだ10月末現在なのですけれども、個人番号カード、マイナンバーカードの交付枚数が1万3,167件で、交付率につきましては11.0%です。ちなみに、埼玉県が、埼玉県全体ですと10.0%ですので、本市が1%上回っているような状況です。国にしますと10%には満たないという状況ということでございます。

以上です。

（大塚）11%という数字が順調に進んでいるのかどうかということをおよっと気にはなるところですが、全体の話ということでおよっとあえて市民部長に伺いますけれども、当然マイナンバーカードは皆さん持つようにしましょうという宣伝をとるか、普及をしている立場が鴻巣市にありますので、具体的に市の職員の方というのは実際にお持ちなのか、お持ちでないのか、もしある程度数字がわかればあるいはどんな状況なのか、市職員の皆さんの状況がわかればお伺いをいたします。

（市民部長）ただいまの大塚委員の市の職員のマイナンバーカードの所有状況なのですが、担当部としては全員の方に持ってもらいたいと思っているのですが、当然これは一番のネック、義務ではございませんので、強制ができないということで、お願いをしているところでございます。また、個々のとった、とらないというのはやっぱり思想、信条の問題に踏み込むものだと思っていますので、およっとその数字の取得はしてお

りません。ただし、制度が始まる時、職場でも一括申請等もございましたので、その辺で取得しましょうと、またこの10月からコンビニ交付で利便性が向上するというので、4月とかの庁内会議とかで全職員に通知するように取得のお願いと、マイナンバーカードのコンビニ交付のスタートとあわせて取得してくださいというような担当部、担当課のほうから職員には通知しているところでございます。

以上です。

(大塚) なかなか発行に至らない理由は幾つか実際にはあると私も思います。一般的なのですけれども、例えばどこかの店舗の会員カードですか、例えば金融機関のキャッシュカードもそうなのですけれども、カードをつくるというのには当然メリットがあつてつくるのです。今冒頭課長にお伺いしましたら、もし再交付の場合は有料かもしれない、無料かもしれない、わかりませんよ、そういったこともまだ不明。それから、市の職員だから、つくらなくてはいけないという義務ではないのですが、私も持っています、皆さんもぜひお持ちくださいというそこまでに至っていない理由のうちの 하나가、恐らくカード発行ということになると一般的にはいわゆる便利ということと、それからもう一つはお得というのがよく言われるのです。便利というのはもう既に何点か出ていると思います。例えばつい最近始まったコンビニ交付、諸証明書のコンビニで受け取れるということ、それからもう一つは電子申告というのですか、e-Tax等のその証明書としても使える。これは、全くどっちかという便利の部分ですよね。ところが、お得と言われるものが当初マイナンバーカードを出されたときに幾つも出てはいたのですけれども、具体的に何がお得なのかというのはまだカードにはその機能というか、効力というか、そういったものがまだ反映されていないし、出ていないような気がするのです。その中で、1つだけ、今わかっている範囲で聞きますと、ことしの9月の後半ですか、自治体ポイントというのが、新たな、強いて分ければお得になるのかなと思うのですけれども、その市町村独自でやっているいろんなイベントの参加をしたことに対する証明等々をポイント制にするとかしないとか、ちらっとそんな記事が載っていたの

ですが、鴻巣としては行政ポイントというのはいかに捉えて、今既にスタートしているものあるいはこれからやろうとしていることがあるのかどうか、この行政ポイントについてはいかがでしょうか。

（市民部長）その辺全体に通してのことなので、私のほうから答弁させていただきます。

国のほうからマイナンバー取得のキャンペーンということで、9月末ごろでしたっけ、総務省から通知がおりていますが、これはあくまでマイナンバー制度全体、その利活用の部分ですと企画部情報システム課が今税番号・保障担当というのがありますので、そこが中心となって全庁体制でという考えですので、市民部として所管している部分はカードをつつがなく発行できるということと、たまたま証明書、税証明と市民課の証明を出すということ、その利活用の部分でコンビニ交付というのは市民部で担当するという部分になっていきますので、全体のところについてはちょっと当委員会の所管ではないので、答弁は控えさせていただきますということでございます。

（大塚）全庁的に共通認識というのはいくら程度お持ちだと思っておりますけれども、例に出して申しわけないのではありませんけれども、市の職員の方も皆さんが実際には100%お持ちでない、その理由の幾つかは何かあるはずなので、ぜひそこら辺も調査をしていただきながら、海外では特に犯罪にも至っているのが本人に成り済ましてというのが犯罪としてあちこちで起きていることも聞いておりますので、そこら辺は鴻巣市としてこれからカードの発行をさらに発行率を上げるということを進めるのであれば、何か策を講じないと、便利です、お得ですというのをもうちょっと明確にしてやるべきかなと思いますので、今後に期待をしたいと思います。続きまして、飛びまして17ページのほうに移ります。先ほどから他の委員からも出ておりますが、農地活用促進の関係なわけですから、基本的には中間管理機構がかかわるものについてということで、その部分だけについて伺います。先ほど菅野委員がちょっと一部触れ始めたのですが、これは大もとは政府が提案してきた農地バンク、いわゆる結局組織を使って貸す側と借りる側をセッティングしましょうということなんです。

ね。国のほうの表現でいきますと、セッティングというのはマッチングという表現を使っていますね。マッチングも恐らく今1割未満あるいは1割を超えたかどうかぐらい、いわゆる貸したい、出し手と借り手と、そのぐらいの数字かなと思いますが、国としても25年の補正予算からスタートして、多分四百五十何億円ぐらい、総額ではね、ところが実際には多分100億円強ぐらいしかまだ使っていないのではないかなと、ちょっとうまくいっていないところに上手にお金が回っていないような気も私はするのですけれども、実際に集積率というのは先ほどお話しありましたけれども、15%でしたっけ。15.2%ですね。それが今後伸ばすためにはやはり借りてくださいというその貸し手側の皆さんの理解をもう少し広くとらないとそのパーセントは上がっていかないわけですよ。うちの土地もどうぞという人をふやさないとね。

ちらっと聞いたのですけれども、例えば農地を活用してもらうのは結構なのだけれども、どこの誰が使うかがわからないのが不安という話。それから、もう一つは、一応10年以上という期限はありますけれども、10年以上ということは上を見れば何年先までのことなのかがわからないので、将来この土地はどうなるのだろうか。戻ってくるというのは当たり前の本来的話なのですが、10年以上というその期間の問題等々、農地をお持ちの方もちょっとそこら辺が不安ということで、なかなかその土地の乗れない方もいらっしゃると思うのですけれども、現場の声として先ほど他の委員の答弁の中でエリアとしては5エリア、5地区、その中でも恐らく全部の対象者が乗っかっているわけではないので、その不安とか、そういった声をどのように捉えているか、もしおわかりになれば伺います。

（産業振興課長）大塚委員さんの言うように、この制度はマッチングとか、貸し手と借り手と、被担い手と担い手、これが結びついて初めて中間管理機構を使えるというような状況にあります。この制度の本来の趣旨でいけば、全然借り手がわからないのだけれども、とりあえず出したいという意図はわかりますが、今現在の運用の方法でいきますと借り手まで見つかってマッチングした状態で提出するようになっておりま

す。

それと、次の10年以上という、確かに心配あるかと思いますが。この制度、10年が最低というか、集積交付金、集積金をもらうのには10年が必要だということになります。それ以降に関しましては、また再契約というか、そういう形になろうかと思います。

あと、今後の先ほど15.2%という話で、この集積協力金自体の制度が先ほど26年からということでありましたが、制度自体は30年の補助金で終わりになります。国が目標としている先ほど来出ております8割、80%、これを35年ということであります。ちなみに、先ほど言いましたように、鴻巣市では473ヘクタールで15.2%と。27年から始まりましたがけれども、今年度が一番多くなったという要因につきましては、糠田地域と笠原地域、ここが地域をまとめて、これは農業委員さんだったり、大手の担い手さんとか、そういう方がまとめて全体で取り組んでいこうと、地域で取り組んでいこうといった成果が上がったものと思います。今後につきましても、担い手も高齢化という問題も出てきていますので、その辺を含めて今後この事業自体はまだ、交付金はなくなりますけれども、協力金はなくなりますけれども、続いていきますので、そういう形でできなくなった人が困らないような形で進めていければと思っております。

以上です。

（大塚）最後の質問です。

今回補助団体に対する補助という、ある意味補助をするのはもうその特定のところしか出していないわけですがけれども、例えば地域、エリアでいくと5つの地域ですよね。その5つの地域のそれぞれの抱えている課題ですとか、逆に言うとうまくいった成功例ですとか、それら情報交換をするようなもし場が持てるのであれば、本来この制度の目的からするとそれは必要ないと思います。本来は。でも、それぞれのよかったこと、悪かったことを同じテーブルに乗っけてみんなで確認し合って、そういういい方法もあるねとか、そういうことでうちも困っているのだとか、そういった情報交換というのは、もう限られた期間ですけれども、担当課としてはどこかでやってもいいのかなと思うのですが、それに対する

考え方は、考察はいかがでしょうか。

（産業振興課長）これらの5地域、ここにつきましましては、まずエリアどりという話が出てきますので、これをやる段階から公社、中間管理機構の人、市の農政担当のほうも含めて何回か打ち合わせをやりながらエリアどりをして、その中で協力を得られる人という形でまとまったものがこういう形になっております。なかなかエリアをまとめるというのは非常に難しいところがあるかと思いますが、そこにつきましても実際に協力金が出る、出ないの話ではなくて、実際に耕作が困ってしまうというのはこれから多分出てくるのであろうと思います。そういうことに関しましては、その地域からのお話をいただいて、説明会なりをやって進めていきたいと考えております。

以上です。

（大塚）本当に最後の質問ですが、その下のほうにあります笠原稲穂センターのところで1点伺います。

体育室のLED3基分を交換ということですが、これで体育室の照明は全てLEDになったという理解でいいのか、一部の入れかえということなのか。どうでしょうか。

（産業振興課長）稲穂センターの体育室については、20基の水銀灯があります。そのうち器具等のふぐあいで、要は水銀灯を交換してもすぐ切れてしまうというような状況の箇所が3カ所ありました。そこだけの交換ということで、20基ですから、まだ残り17基あるわけですけれども、そこにつきましましては水銀灯の生産、2020年問題というのがあったと思うのですけれども、その期間までは水銀灯も供給されるという中で、計画的に今後やっていくということになります。

以上です。

（大塚）もしおわかりになればということで、水銀灯の球切れの場合、いわゆる電球の交換の費用、それから今回LEDは本体ごと丸々交換ということになるのですけれども、費用の差というのはどのぐらいあるのか。一般的には、天井の工事に作業になるので、足台を組んで、足場を組んで高いところでの作業になると思うのです。よく言われるのが高い

ところにいわゆる作業場を上げることというか、足場を組むこと自体が結局結構費用負担がかかって、それ以降の交換したり、直したりというのはそんなに変わらないということを以前聞いたような気がするのですが、今回今お話しした水銀灯の交換とLED本体の交換、費用的にはかなりの差があるのでしょうか。どうでしょうか。

（産業振興課長）稲穂センターの体育室につきましては、オートリフターという形で今ついているものはおりてきて、職員が、電球だけの値段、それで交換できるような形になっております。ただし、今度実施いたします3基分についてはLEDということで、じかづけのような形になります。一応耐用年数、耐用時間ですか、それが6万時間ですので、通常電球が切れる前に器具本体のほうがだめになってしまうのかなというように考えております。ですから、多分オートリフターということで、そちらの費用はないというような形になります。

（矢部）産業課のほうで、ちょっと中間機構の10年間契約して、契約しておいても私はまだやりたいよなという人は5年先までできたのかなんとかと、この後は10アール当たり5万円というか、この3つに分けてのあれというのは、その点はどういうふうになっているの。また5年、途中までできるのか、できないのか、その契約。

（産業振興課長）まず、中間管理機構を活用というのは、自分が、個人の所有地をその個人が中間管理機構に預けてまた自分が借りるということも可能です。要はこの先10年の……

（間での声あり）

（産業振興課長）そうです。その間がありますので、途中まではできるかもしれないけれども、10年まではどうかなという方は、そういう借り方、預け入れ方、中間管理を活用する方法がとれます。それで、自分でできなくなった場合には、一度預けまして、また戻しまして、公社のほうでまた新たな担い手を探してもらおうという制度になります。

それで、先ほどの5万円の補助金、これにはもとの所有者と借りる人が同じ場合は該当しませんので、新規には該当いたしません。

以上です。

(矢部) そうしますという、自分でそのときって自分の持ち田を耕作という、早く言えば貸してしまうわけだから、向こうとすればなるべくならつながっているほうがいいので、虫食い状態というか、そういうあれとなる可能性も出てくるのか、それともこっちだけでは上げるのか、そういう点はどういうふうにそれは。

(産業振興課長) 個人の所有地を預けてまた自分が借りるということになりますと、確かにそういう形にはなろうかと思えます。そんな中で、地域としてまとまっていれば、自分が出したのと違うところ、隣を借りるという方法もできるのかなと、そういう方法もとれるというのはあるかと思えます。

以上です。

(矢部) あと1点。済みません。

稲わらのことなので、道路とか水路とかへ入っていたやつは市のほうで片してくれるのだけれども、田んぼに残されたのが一番問題なのですよね。あれ自分ちのではないのですよね。ほとんど30センチ以上のこうなっている。だから、そういうときにはどんくらい集まっている。今先ほども集めるのにあれ45立米と言ったっけ、それだけ出るのだから、その田んぼにこういうふうに集まってきて、ちょっと見回りしてみて、このうちにはこれはちょっと荷が重過ぎるなというときは見舞金とか何かというのを、そういう制度もではないけれども、それはどうなのです。していただけないというか、そういうあれも考えたほうがいいのではないかなと私思うのだけれども、そのことをちょっとどういうふうに思っているか。これは部長ではないとだめか。

(環境経済部長) 耕作している作物に対する補償というのはやっぱりちょっとあるのですけれども、これないので、今回これだけ多くの量があって、実際その処分費というのは市のほうで見ますということで対応したわけです。ただ、見舞金のほうは今のところ制度もないので、また県等のほうもちょっといろいろ話を聞いたのですけれども、なかなかそういう制度がないので、今後の検討課題ということでさせてもらいたいと思います。

(矢部) 市のほうは今こういうふうにやって補助金で、また予備費があるから、だけれども農政課ではないけれども、産業課でも幾らか予備費をとっておいてもらって、やはりそういうあれというのは大きい、すごい量ですよ、確かに。だから、そういうときは見て、これではちょっとあれだなというときはやっぱり見舞金みたいなのをこれはして、制度も幾らか考えたほうがいいかなと思うのですけれどもね。よろしく願いいたします。

(環境経済部長) 実際見舞金を出すとなると、見舞金を補助金交付要綱とかをやっぱりつくらなくてはならないのです。単純にここに予算ちょっと組んでおいて出すというわけにいかないのです、改めてそういうものをつくるのだとすると検討しなくてはならないので、検討材料ということでさせていただきたいと思います。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) マイナンバーが導入、政府が11月から本格的な運用を開始している情報提供、N W S、これは情報提供ネットワークシステム、47都道府県と1,700市区町村、日本年金機構、税務署などの公的機関をつなぐ巨大なネットワークをつくって、マイナンバーを通じて住民の情報をやりとりするというのが目的で、本当はことしの1月から始める予定でしたけれども、年金支払機構の125万件に上る個人情報流出が当初発覚しまして、実施が延期されてきたものです。それで、国では10%にも満たない、鴻巣も11%で、この数字自体はやはり国民は別に2年もたつのにこういう数字だということは求めて、必要としていないということであらわしていると思います。もともとマイナンバーは国民の何のために入れるかという、税や社会保障情報を管理して社会保障費を削減するための道具にしたい、財界の要求から出発したものなわけです。

ですから、例えば最初に導入しているアメリカでは、要するに06年から

08年に成り済まし犯罪の被害は1,170万件です。これは、16歳以上の全人口の約5%に上る。あと、同じ時期の損害額が173億ドル、約2兆円にも達しているというのです。こういう中から、アメリカの連邦政府は、消費者の認証方法の改善や共通番号の公開、流通を制限したり、データ保護や侵害の通知に関する全国基準の確立や企業と消費者の研修、それからいろんな共通番号利用に関する共同及び情報共有の推進などの対策を実施して、成り済まし犯罪をそれでも大きく減らすことはできずに、10年代に入ってから国防総省が共通番号の使用をやめているのです。それで、独自の限定番号に全面的に移行するなど、共通番号を見直す方向に進んでいるというのです。

それから、しっかりしているのはドイツです。ドイツというのはもともとしっかりしている国ですので、ドイツは共通番号制度がドイツ基本法で制定される人格の尊厳、人格権を損害する制度だと認識をしています。そして、国民のID、1971年に統一的な個人識別番号の導入を含む住民登録法案が提案、審議されたところ、76年に法務委員会が統一的な個人認識番号は許されないという見解をきちんと表明して、これが廃案になっているのです。その後83年、連邦憲法裁判所の国政調査違憲判決がされて、その一節に1つの番号で個人の情報を集約、管理してはいけないというふうに国できちっとこのことを言っているわけです。それでもドイツでは電子政府化やワンストップサービスは取り組まれているのです。ですから、マイナンバーを使わなくても共通番号を使わずに目的ごとの情報連携でやっていけるということをドイツが示しているわけです。日本もマイナンバーを利用しなくとも情報は今でもやれているわけです。ですから、マイナンバーの利用はやめるべきであると思います。巨大なお金を使い、国民がまだ平均で10%しかしていない自体が、特に国民は求めていないということを認識すべきであると思います。

次、農政で反対をします。農地中間管理機構による農地の規模拡大、集約化をこれは行うものです。本来日本は食管法のもとで、私が選挙運動などで一生懸命やりましたときに、要するに国民が食べられる食料をちゃんと保障する、そして物価の安定に寄与する価格でそれを売ると食管

法で、その差を政府が埋めるということで、ちゃんとどんなに小さい農家でも生産すれば売ればそれに合う利益で価格が保障されて日本の食料が戦後保障されてきたわけです。戦時中お金のないときに。それをどんどん改悪をして、安倍政権になって今回の農地中間管理機構というのは文字どおり農地の規模拡大、集約化に延長するものです。政府は、農業の競争力強化を図るために担い手に農地を集め、規模拡大を推進するとしている。鴻巣の1,300を超える農家のうち、これに今のところ入っているのは15%だと。それで、農業が採算合わないと言いますが、お米で言わせれば民主党政権のもとに1反につき1万5,000円のお金がちゃんと出てきたわけで、保障されたわけです。それを7,500円にして、来年2018年度からゼロにするという。繰り返し農業切り捨てを行ってきた自公政治のもとで、さらなる追い詰めるものになると思います。それに取残された農家はますます疲弊していくと思いますし、本来農業で採算が合うのなら、きっちり農家の息子は農業を継ぐのです。私たちぐらいの年代のときは言われていますよ、よく。嘆いていますよ。2町以上も田畑を持っているのに、何で田畑を持っていることが負の財産になるのかと。本当に農政そのものが間違えていると思います。世界の農業の流れは、安全な食料は自国でということで、家族経営で行う農業が本来の農業であるわけです。TPPどんどん推進する中で、ますます国民の食料も保障しないという農政は正しい農業とは思いませんので、反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(潮田) 議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算のうち本委員会に付託された部分についての賛成討論をさせていただきます。

農業従事者の高齢化や農業後継者の農業離れと耕作放棄地が問題となる中、農地中間管理機構を通じての農地集積推進のための予算2,297万1,000円、これはこれからの鴻巣の農業を支えるためには必要であると考えます。

また、台風21号の被害に対して廃棄物収集運搬処分委託料174万5,000円、

これは暗渠であったりとか大型水路にたまった稲わらの処分でありますけれども、地元で処理困難な部分に対して市が迅速に対応し、市民の要望に応じているということを挙げ、今回のこの予算に賛成いたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午前11時20分)